⑬氏名　仲田　祐吾
住所　千葉県松戸市紙敷九七番地二レーベンハイム東松戸カーサコンプレアンノ四〇八号
⑭氏名　森　俊行
住所　千葉県松戸市紙敷四〇八番地の一コニファーコート東松戸四〇二号
⑮氏名　佐々木泰美
住所　千葉県松戸市紙敷一五六番地の三グランデュール東松戸二〇四号
⑯氏名　田中　悦子
住所　千葉県松戸市紙敷一五六番地の三グランデュール東松戸三〇一号
⑰氏名　小澤　一茂
住所　千葉県松戸市紙敷一五六番地の三グランデュール東松戸三〇一号
⑱氏名　須藤　洋
住所　千葉県松戸市紙敷一五六番地の三グランデュール東松戸四〇一号
⑲氏名　中島　弘治
住所　千葉県松戸市紙敷一五六番地の三グランデュール東松戸四〇四号
⑳氏名　泉井　敦行
住所　千葉県松戸市紙敷三九三番地の二クリオ東松戸二〇一号
㉑氏名　吉田　邦彦
住所　千葉県松戸市紙敷三九三番地の二クリオ東松戸三〇一号
㉒氏名　川村　賢治
住所　千葉県松戸市紙敷三九三番地の二クリオ東松戸五〇三号
㉓氏名　川村　照代
住所　千葉県松戸市紙敷三九三番地の二クリオ東松戸五〇三号
㉔氏名　風間　節子
住所　千葉県浦安市海楽二丁目一七番一〇号
㉕氏名　小髙　敦
住所　千葉県松戸市紙敷一三一番地の五デュオステーション東松戸Ⅰ番館四〇七号
㉖氏名　澤村　裕子
住所　千葉県松戸市紙敷一三一番地の五デュオステーション東松戸Ⅰ番館六〇六号
㉗氏名　今井　大輔
住所　千葉県松戸市紙敷一三一番地の五デュオステーション東松戸Ⅰ番館七〇一号
㉘氏名　小嶋昭一郎
住所　千葉県松戸市紙敷一三一番地の五デュオステーション東松戸Ⅰ番館七〇六号
㉙氏名　山田　智弘
住所　東京都多摩市連光寺一丁目二番地の一ライオンズ聖蹟桜ヶ丘パシーナ一四一九
㉚氏名　中村　聡彦
住所　鳥取県八頭郡八頭町稲荷一八四番地五トータスガーデンハイツ二〇五号
㉛氏名　埜　博政
住所　東京都墨田区千歳一丁目七番一号
㉜氏名　伊藤　卓也
住所　愛知県豊田市東梅坪町八丁目八番地二〇ヴァンベール永明二〇五号
㉝氏名　簸端　猛
住所　埼玉県さいたま市中央区上峰一丁目二一番四号
㉞氏名　前田　吉房
住所　東京都台東区北上野一丁目九番三号草野ビル四―B
㉟氏名　猪口　和隆
住所　神奈川県川崎市幸区幸町一丁目九九三番地八アルジャメント岩谷三〇一
㊱氏名　南須原　彰
住所　東京都大田区大森本町二丁目一四番一号ハーツ大森二〇二
㊲氏名　渡邊　祥征
住所　宮城県仙台市宮城野区白鳥一丁目二五番一五号

教示

一、この通知に不服がある場合には、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内であっても、この通知の日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）。

二、この通知については、この通知を知った日の翌日から起算して六箇月以内に、松戸市紙敷土地区画整理組合を被告として（訴訟において松戸市紙敷土地区画整理組合を代表する者は理事長となります。）、通知の取消しの訴えを提起する事ができます（なお、この通知を知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して一年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、右記一の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

以　上

なお、換地明細書、各筆各権利別清算金明細書、位置図、換地図については、組合掲示場に掲示してあります。

平成二十四年一月十九日

千葉県松戸市紙敷七二八番地の一
松戸市紙敷土地区画整理組合
理事長代理
副理事長　湯浅　敏雄

公示送達

松紙区第二八七号

松戸市紙敷土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので同法第百三十三条第一項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告します。

通知の内容

松紙区第二六五号

平成二十三年十二月二日

土地区画整理法第百三条第一項の規定により、松戸市紙敷土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。

記

書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

①氏名　中條　英穂
住所　千葉県松戸市紙敷一二六番地一ヴェラハイツ東松戸六〇二号
②氏名　佐藤　康子
住所　千葉県松戸市紙敷一二六番地一ヴェラハイツ東松戸二〇二号

教示

一、この通知に不服がある場合には、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内であっても、この通知の日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）。

二、この通知については、この通知を知った日の翌日から起算して六箇月以内に、松戸市紙敷土地区画整理組合を被告として（訴訟において松戸市紙敷土地区画整理組合を代表する者は理事長となります。）、通知の取消しの訴えを提起する事ができます（なお、この通知を知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して一年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、右記一の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

以　上

なお、換地明細書、各筆各権利別清算金明細書、位置図、換地図については、組合掲示場に掲示してあります。

平成二十四年一月十九日

千葉県松戸市紙敷七二八番地の一
松戸市紙敷土地区画整理組合
理事長代理
副理事長　湯浅　敏雄

公示送達

松紙区第二八八号

松戸市紙敷土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので同法第百三十三条第一項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告します。

通知の内容

松紙区第二六五号

平成二十三年十二月五日

土地区画整理法第百三条第一項の規定により、松戸市紙敷土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。